

環境保全茨城県民会議 ほう賞規程

(目的)

第1条 この規程は、環境保全県民運動の推進に関し、顕著な功績があり、今後も成果が期待される県内在住(所在)の個人又は団体に対し、これをほう賞することについて定めるものとする。(自薦、他薦を問わない。)

(ほう賞の対象)

第2条 ほう賞は次の各号のいずれかに該当し、かつ、継続して3年以上の活動実績のある個人又は団体に対して行うものとし、同一事由による既ほう賞受賞者は表彰の対象としない。

- (1) 環境保全に係る実践活動に顕著な功績のあった者
- (2) 環境保全に係る実践活動に資する特にすぐれた提案を行った者
- (3) 他の団体の模範にするにたるすぐれた成果をおさめた者

(ほう賞の区分)

第3条 ほう賞の区分については、中学生以下の子どもについては子ども部門(団体)とし、その他は一般部門(個人、団体)とする。

(ほう賞の審査及び決定)

第4条 ほう賞は、環境保全茨城県民会議議長ほか有識者等で構成するほう賞審査会の参考を経て、受賞者を決定する。

(ほう賞の方法)

第5条 ほう賞は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(ほう賞の時期)

第6条 ほう賞は環境保全茨城県民会議総会開催時に行う。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は議長が定める。

付 則

この規程は、昭和50年10月9日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年2月23日から施行する

付 則

この規程は、平成13年1月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年1月4日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年12月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年10月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年12月11日から施行する。